

徳島県情報公開審査会答申第137号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち、「届出欄」に記載する情報については、公開をすべきであるが、その余の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成25年4月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、〇〇郡〇〇町〇〇先路上で発生した交通事故の「物件事故報告書」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年5月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「物件事故報告書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条第1号及び第5号に該当する部分を非公開とする、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成25年6月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成25年7月4日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、「届出欄」、「現場略図欄」及び「事故概要欄」について非公開の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求の理由

現在全国すべての警察署は、人身事故の場合に、当事者の起訴・不起訴にかかわらず、物件事故報告書よりも詳細な情報が記載されている実況見分調書を請求人に交付しているが、今までそれを交付したことにより、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」に支障が起きたとの報道はなく、警視庁及び各警察本部からもこの種の発表はない。

そのため、実況見分調書に比べ比較にならないほど情報量の少ない物件事故報告書の「届出欄」、「現場略図欄」及び「事故概要欄」を非公開にする合理的な理由はない。

(2) 「現場略図欄」及び「事故概要欄」の条例第8条第1号の該当性について

本件事故の当事者や関係者は、交通事故証明書を申請し、取得すれば、当事者の個人情報（住所・氏名・生年月日）から個人を特定し、過失の程度を知ることができるので、「現場略図欄」及び「事故概要欄」を非公開にする理由にはあたらない。

(3) 「現場略図欄」及び「事故概要欄」の条例第8条第5号の該当性について

諮問庁の非公開理由は、「人身事故になれば捜査の基礎情報となる。」、「当事者が自己に有利なように供述を変えるなど、事後の捜査において真の供述が得られにくくなる。」の2点と解される。

しかしながら、本件請求は事故発生から〇年〇ヶ月後に行っており、後日人身事故の届出をしても事故と診断書の因果関係が証明されず、人身事故への切り替えが行われる可能性は皆無と考える。

また、非公開理由の一つに、「他の法令違反事件として捜査に着手することとなった場合」を挙げているが、詐欺事案を除き物件事故で再捜査が行われた例は聞いたことがない。本件事故に関し、請求日以降どのような「法令違反」で着手する予定なのか具体的な内容を示していない。

さらに、実況見分調書が公開されるようになってから既に10年以上が経過しているが、公開したことにより「他の法令違反事件として捜査に着手する時に支障が出た。」、「自己に有利な内容に供述を変えたために捜査に支障をきたした。」などの弊害が生じたとの発表や報道はない。

物件事故捜査で作成される「物件事故報告書」は、物件事故における唯一の客観的な資料なので、事故状況を知るためにはこの報告書に頼らざるを得ない。また、実況見分調書の持つ情報量に比べ非常に微々たるものなので、公開しても今後の捜査に支障がでるとは考えられず、非公開の理由には当たらない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分
の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

物件事故報告書は、人の死傷を伴わない、建物を除く物の損壊のみの交通事故（以
下「物件事故」という。）に関して、県警察の通達である「物件事故処理要領につい
て」（平成4年4月22日徳交指甲第291号）に基づき、警察官が、物件事故の当
事者、目撃者、関係者等から聴取した内容や、事故車両の損傷状況、現場の痕跡等を
観察した結果などについて記載したものである。

2 人身事故や他の法令違反事件への発展の可能性について

物件事故は、後に当事者からの診断書の提出により人身事故に発展することがある
ほか、いわゆる保険金詐欺事件や身代わり事件などとして捜査を開始することがある。

人身事故は自動車運転過失傷害罪、保険金詐欺事件は詐欺罪、身代わり事件は犯人
隠避罪となり、公訴時効はそれぞれ5年、7年、3年であるため、その間に事件に発
展する可能性がある。実際に、交通事故発生日から相当期間経過後に事件として捜査
を開始した事例も毎年ある。

3 「届出欄」に係る非公開理由について

(1) 「届出欄」について

警察が物件事故を認知する端緒は、当事者からの通報に限らず、事故を目撃し
た第三者からの通報等によるものも認められるところであるが、当該認知の状況
を明らかにするため、「届出欄」に、当事者等からの届出・警察官の現認・その他
の別について記載することとしている。

(2) 条例第8条第5号の該当性について

物件事故について、何らかの法令違反事件としての捜査を開始した場合、当該
事故に係る物件事故報告書は、捜査の基礎情報となり、中でも、「届出欄」に記載
されている情報については、捜査の端緒情報となるものであることから、犯罪の
捜査に関する情報に該当すると認められる。

また、「届出欄」中には、届出をした者として「目撃者」等と追記することもあり
、事故当事者等であれば、当該届出をした者の特定に至る可能性があることから
、当事者以外の者が、自らが届出を行った事実が察知されることを危惧し、届
出を躊躇するおそれがあるほか、事後の捜査において当該届出者からの協力が得
られにくくなるおそれがある。

さらに、年間3万件近く発生する物件事故のうち、一定の範囲内の事故に対し
てその情報公開を求めるのは、ある事故の発生を知っている者が、情報公開によ
り、当該事故を特定した上で、「届出欄」に記載された情報を基に当事者一方の利

益に関与しようとするなど、何らかの意図を持っている可能性も否定できない。

よって、「届出欄」を公開することにより、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由があると認められる。

4 「現場略図欄」及び「事故概要欄」に係る非公開理由について

(1) 「現場略図欄」及び「事故概要欄」について

「事故概要欄」は、警察官が当事者等から事情聴取した内容に加え、事故車両の損傷状況、現場の交通規制等を考慮して総合的に判断し、当事者の進路、事故原因、交通法令違反の有無、車両の衝突地点及び衝突状況等の情報を取りまとめて記載したものである。

「現場略図欄」は、「事故概要欄」に記載した状況を図示したものであり、「事故概要欄」と一体のものである。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

「現場略図欄」及び「事故概要欄」には、当事者の事故前後の運転状況等の事実経過のほか、当事者の過失程度等が推測できるような情報が記載されることとなる。

当該部分の記載のみをもって、特定の個人を識別することはできないが、事故当事者の関係者等が、公開請求によって得た情報と自己の有する情報を組み合わせることにより、個人を特定することが不可能であるとは言えず、当該部分を公開すれば、当事者としては一般的に公にされたくない情報である過失程度等について、ある程度推測されるおそれも否定できない。

よって、当該部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、また、条例第8条第1号ただし書きに規定された例外として公開できるいずれの場合にも当たらないことから、同号に規定する個人に関する情報に該当するものである。

(3) 条例第8条5号の該当性について

当該部分に記載されている情報は、物件事故が、後に人身事故として取り扱われるようになった場合や、他の法令違反事件として捜査に着手することとなった場合に捜査の基礎情報となるものであることから、これらは、犯罪の捜査に関する情報に該当すると認められる。

そして、当該部分を公開した場合、当事者が、事故原因等について自らを正当化し、又は、自己に有利な内容に供述を変えるなどの対抗措置を執ることにより、事後の捜査において、事故当事者からの真の供述が得られにくくなるなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上の理由から、当該部分は、条例第8条第5号に規定する犯罪の予防等に関

する情報にも該当するものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成〇年〇月〇日に〇〇郡〇〇町〇〇先路上で発生した交通事故(以下「本件事故」という。)に関する物件事故報告書である。

当審査会で見分したところ、本件公文書には、交通事故の発生の届出等を受け、担当した警察官が認知した発生日時、発生場所、当事者の住所、氏名、被害程度、事故の認知状況(届出欄)、現場略図(現場略図欄)、事故概要(事故概要欄)等が記載されている。

これらの項目のうち、審査請求人が公開を求める「届出欄」、「現場略図欄」及び「事故概要欄」について、実施機関は、次のとおり条例第8条各号に該当するとして非公開としている。

(1) 条例第8条第1号

「現場略図欄」及び「事故概要欄」

(2) 条例第8条第5号

「届出欄」、「現場略図欄」及び「事故概要欄」

2 条例第8条第5号の該当性について

(1) 条例第8条第5号について

本号の趣旨は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることによりこれに支障を及ぼすおそれがあると諮問庁が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報として定めたものである。

本号に該当する情報は、その性質上、公にすることにより支障を及ぼすおそれがあるかどうかの認定に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。

したがって、「諮問庁が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、司法審査の場において、諮問庁の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて審理・判断されるものであることを法文上で明らかにしたものである。

このことから、当審査会としても、本号該当性の判断については、諮問庁の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて検討する。

(2) 本件事故が法令違反事件として捜査に発展する可能性について

物件事故は、後に人身事故に発展することがあるほか、いわゆる保険金詐欺事件や身代わり事件などに発展し、各種法令違反事件として捜査を開始することがある。

本件事故は、本件請求時点において、事故発生日から〇年〇ヶ月が経過しているが、例えば、保険金詐欺事件に適用される詐欺罪の公訴時効は7年、身代わり事件に適用される犯人隠避罪の公訴時効は3年であり、本件請求時点では、何れの公訴時効も成立していない。

以上のことから、本件事故が本件請求時点以降において、各種法令違反事件として捜査に発展する可能性があることは否定できないため、以下、本件事故が後に捜査に発展した場合を想定し検討を行う。

(3) 条例第8条第5号の該当性について

ア 「届出欄」

諮問庁は、「本件事故が後に何らかの法令違反事件として捜査を開始した場合に「届出欄」に記載されている情報は、捜査の端緒情報となることから犯罪の捜査に関する情報に該当する。」「ある事故の発生を知っている者が、情報公開により、当該事故を特定した上で、「届出欄」に記載された情報を基に当事者一方の利益に関与しようとするなど、何らかの意図を持っている可能性も否定できない。」と主張している。

この点について、諮問庁の主張は、抽象的、形式的な理由に過ぎず、「本件情報が捜査の端緒情報となり、どのように事後の捜査に影響を及ぼすのか。」「特定の者が、「届出欄」に記載された情報から当事者一方の利益に関与することで、どのように事後の捜査に影響を及ぼすのか。」といった具体的かつ実質的な理由が示されていない。

また、当審査会で見分したところ、「届出欄」は、本件事故における警察の認知状況を明らかにするために「当事者等からの届出」、「警察官の現認」、「その他」の別について該当する項目に印をつける様式となっているが、この記載内容からは、事後の捜査への影響に係る具体的かつ実質的な理由を認めることはできない。

さらに、諮問庁は、「「届出欄」中には、届出をした者として「目撃者」等と追記することもあり、事故当事者等であれば、当該届出をした者の特定に至る可能性があることから、当事者以外の者が、自らが届出を行った事実が察知されることを危惧し、届出を躊躇するおそれがあるほか、事後の捜査において当該届出者からの協力が得られにくくなるおそれがある。」と主張している。

この点について、仮に「目撃者」等と追記されていたとしても、目撃者の氏名や目撃者からの事情聴取の内容など個人の特定に繋がる情報が記載されるものではないことから、「届出欄」の公開により届出者の特定に至る可能性を認め

ることはできない。

以上のことから、諮問庁の判断には十分な合理性を認めることができず、「届出欄」は、本号に該当するとは言えない。

イ 「現場略図欄」及び「事故概要欄」

諮問庁は、「当該部分を公開した場合、当事者が、事故原因等について自らを正当化し、又は、自己に有利な内容に供述を変えるなどの対抗措置を執ることにより、事後の捜査において、事故当事者からの真の供述が得られにくくなるなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある。」と主張している。

当審査会で見分したところ、「現場略図欄」及び「事故概要欄」は、事故発生時の捜査の初期段階において、警察官が見分した現場の状況や当事者等からの事情聴取の内容等を基に認定した個別具体的事実が記載されているものであった。

これらの情報が公開されると、警察官の認知事項を確認して自己の供述を控えようと企図する者、相手方の供述を確認して自己の供述を変更しようと企図する者、関係者に見られることを考えて供述を躊躇する者などが生じ、事後の捜査において、事故当事者等からの真の供述が得られにくくなるなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることを否定することはできない。

以上のことから、諮問庁の判断は、十分に合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められ、「現場略図欄」及び「事故概要欄」は、本号に該当する。

なお、諮問庁は、これらの情報が条例第8条第1号にも該当すると主張しているが、上記により第5号に該当し、公開しないことが相当であることから、第1号の該当性については、判断を省略する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「本件事故の当事者や関係者は、交通事故証明書を申請し、取得すれば、当事者の個人情報（住所・氏名・生年月日）から個人を特定し、過失の程度を知ることができるので、「現場略図欄」及び「事故概要欄」を非公開にする理由にはあたらない。」「現在全国すべての警察署は、人身事故の場合に、当事者の起訴・不起訴にかかわらず、物件事務報告書よりも詳細な情報が記載されている実況見分調書を請求人に交付している。」「実況見分調書に比べ比較にならないほど情報量の少ない物件事務報告書の「届出欄」、「現場略図欄」及び「事故概要欄」を非公開にする合理的な理由はない。」旨等を主張している。

確かに事故の当事者や特定の関係者は、一定の場合を除き、申請により交通事故証明書や実況見分調書の写しを入手することは可能である。しかしながら、これらの申請は、事故の当事者や特定の関係者に限定して認められた制度であり、請求者の属性や請求目的を問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これ

らの個別的事情を考慮することなく判断する公文書公開制度とは趣旨・目的を異にするものであることから、審査請求人の上記主張を認めることはできない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成25年 7月 4日	諮問
8月22日	諮問庁からの理由説明書を受理
9月11日	審査請求人からの意見書を受理
10月15日	審議（第114回審査会）
11月21日	諮問庁からの口頭理由説明，審議（第115回審査会）
12月26日	審議（第116回審査会）
平成26年 3月18日	審議（第117回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者

益田 歩美	弁護士	
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	会長
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	

(五十音順)